

# 令和7・8年度建設工事入札参加資格審査申請要領

香川県

香川県に建設工事の入札参加資格審査申請をしようとする者は、経営事項審査を受審の上、この要領に従い申請してください。

## 提出方法

県内業者…**持参** 主たる営業所の所在地別に審査日を指定しています。**2～3ページの審査日を確認してください。**

(※ 新型コロナウイルス感染症の影響等により申請受付期間内に持参が困難な県内業者に限り、郵送による資格審査を受け付けます。)

県外業者…**郵送** 申請期間内に簡易書留等により郵送してください。県内業者の受付期間とは異なりますので注意してください。

## 審査基準日

県内業者…建設業法に規定する主たる営業所が**香川県内**にある建設業許可業者(香川県知事・大臣)のこと。

**令和5年10月1日～令和6年9月30日の間の審査基準日**を対象とした経営事項審査を受審している必要があります。

県外業者…建設業法に規定する主たる営業所が**香川県以外**にある建設業許可業者(其他都道府県知事・大臣)のこと。

**令和5年9月1日～令和6年8月31日の間の審査基準日**を対象とした経営事項審査を受審している必要があります。

## 平均完成工事高要件

次の表に掲げる建設工事の種類の場合、**経営事項審査における当該建設工事の平均完成工事高が同表に掲げる金額未満である場合、その建設工事の種類を申請することができません。**

建設工事の種類	平均完成工事高
土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事	500万円以上
とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、塗装工事、機械器具設置工事、電気通信工事、造園工事、建具工事、解体工事	0円超 (1円以上)

## 社会保険等の加入状況

適用除外の場合を除き、**健康保険、厚生年金、雇用保険に未加入の事業者は、資格申請を行うことができません。**経営事項審査結果通知書の「その他の審査項目(社会性等)」の欄により確認します。

## 有効期間

入札参加資格の有効期間は**2年間**(令和7年4月1日～令和9年3月31日)です。

## 再格付について

中間年度(令和8年度)に再格付を行います。

次期の経営事項審査の結果、平均完成工事高要件を満たさなくなった業種や経営事項審査を受審していない業種については、令和7年度末をもって入札参加資格を喪失します。また、社会保険等に未加入であった場合も入札参加資格を喪失します。なお、**県外業者の技術評価点数加点(エコアクション・舗装施工管理技術者)等、再格付に当たり改めて申請が必要な事項がありますが、この手続については、令和8年度入札参加資格審査申請要領(令和7年11月頃に県HPに掲載予定)に記載しますので、必ず御覧ください。**

○中間年度(令和8年度)の再格付における経営事項審査の審査基準日(予定)については、

県内業者…**令和6年10月1日～令和7年9月30日の間の審査基準日**を対象とした経営事項審査を受審している必要があります。

県外業者…**令和6年9月1日～令和7年8月31日の間の審査基準日**を対象とした経営事項審査を受審している必要があります。

## 結果の公表について

資格審査の結果は、令和7年4月1日(火)に香川県建設業許可関連ホームページに掲載します。個別に通知はしませんので、ホームページで御確認ください。

【香川県建設業許可関連ホームページURL】

<http://www.pref.kagawa.lg.jp/dobokukanri/kensetsu/>

## 申請受付について

資格審査は、次の受付期間区分により行います。

受付期間区分	説明
①経営事項審査受審者の受付期間 ※経営事項審査受審者以外は受付できません。	県内業者のうち令和6年12月又は令和7年1月に経営事項審査を受ける方が対象です。経営事項審査と同時に資格申請を行うことができます。なお、経営事項審査の受審のみを行い、資格申請は②の通常の申請受付期間に提出することも可能です。 ※県内大臣許可業者は、この期間までに技術評価点数算定基礎申告書の審査を受けてください。
②県内業者の申請受付期間	①経営事項審査受審者及び③行政書士【10件以上申請をする場合】以外の県内業者については、この期間(令和6年12月12日～25日、令和7年1月22日～31日)に資格申請を行います。主たる営業所の所在地別に審査日を指定しているので注意してください。行政書士【10件未満の申請をする場合】は主たる営業所の所在地に関わらず、期間内に持参してください。なお、新型コロナウイルス感染症の影響等により期間内に持参が困難な県内業者に限り、この期間に郵送による資格審査を受け付けます。
③行政書士【10件以上の申請をする場合】	行政書士が10件以上の申請を行う場合は、この期間に郵送による資格審査を受け付けます(消印有効)。②県内業者の申請受付期間内に持参も可能ですが、提出のみとし、審査終了後に連絡します。
④県外業者の申請受付期間	県外業者については、この期間に郵送による資格申請を受け付けます(消印有効)。②県内業者の申請受付期間とは期間が異なりますので、十分注意してください。

## 申請受付期間

申請受付期間は次のとおりです。申請受付期間以外は受付できませんので御注意ください。

持参の際の審査時間は午前9時30分～11時30分、午後1時30分～3時30分です。

主たる営業所の所在地別に審査日を指定していますので、該当する日に持参してください。

長=長尾土木事務所、小=小豆総合事務所、高=高松土木事務所、中=中讃土木事務所、西=西讃土木事務所の管内に主たる営業所のある県内業者が対象です。

令和6年12月						
Sun 日	Mon 月	Tue 火	Wed 水	Thu 木	Fri 金	Sat 土
1	2 ③ ④ 郵送受付開始	3	4	5	6	7
	①					
8	9	10	11	12 ② 高	13 中	14
15	16 長・小・西	17 高	18 中	19 長・小・西	20 高	21
22	23 中	24 長・小・西	25 全事務所管内	26	27	28
29	30	31				

令和7年1月						
Sun 日	Mon 月	Tue 火	Wed 水	Thu 木	Fri 金	Sat 土
			1	2	3	4
5	6 ①	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21 ③ ④ 郵送受付終了	22 ②	23	24	25
26	27	28	29	30	31	
	高・中	長・小・高・西	長・小・中・西	全事務所管内	全事務所管内	

提出方法	受付期間区分	審査日時(郵送期間)	審査場所
持参	①経営事項審査受審者の受付期間 ※経営事項審査受審者以外の受付はできません。	令和6年12月2日(月)～12月11日(水)(土日祝除く) ・決算月が7月の業者  令和7年1月6日(月)～1月21日(火)(土日祝除く) ・決算月が8月、9月の業者  ※県内大臣許可業者で技術評価点算定基礎申告書の審査を受ける業者	県庁本館12階第6会議室  【予約必要】 (予約は通常の経営事項審査と同じく、前月の最初の開庁日から受け付けます。)
	②県内業者の申請受付期間	令和6年12月12日(木)～12月25日(水)(土日祝除く) 令和7年1月22日(水)～1月31日(金)(土日祝除く)  ※新型コロナウイルスの影響等により申請受付期間内に持参が困難な県内業者に限り、この期間に郵送による資格審査を受け付けます。	県庁本館12階第6会議室  【予約不要】
郵送	③行政書士の申請受付期間 【10件以上申請する場合】 ④県外業者	令和6年12月2日(月)～令和7年1月21日(火)(消印有効)  ※簡易書留、一般書留、又は特定信書便事業者が行う配達記録付きのサービスで送付してください。 ※封筒表面には「建設工事入札参加資格審査申請書在中」と記載してください。	【宛先】 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 香川県土木部土木監理課 契約・建設業グループ  【予約不要】

★令和7年1月31日(金)午後5時までに補正が完了しない場合、受付できませんので、十分御注意ください。

※郵送の場合も補正の期限は同様ですので、早めに申請(郵送)するようにしてください。

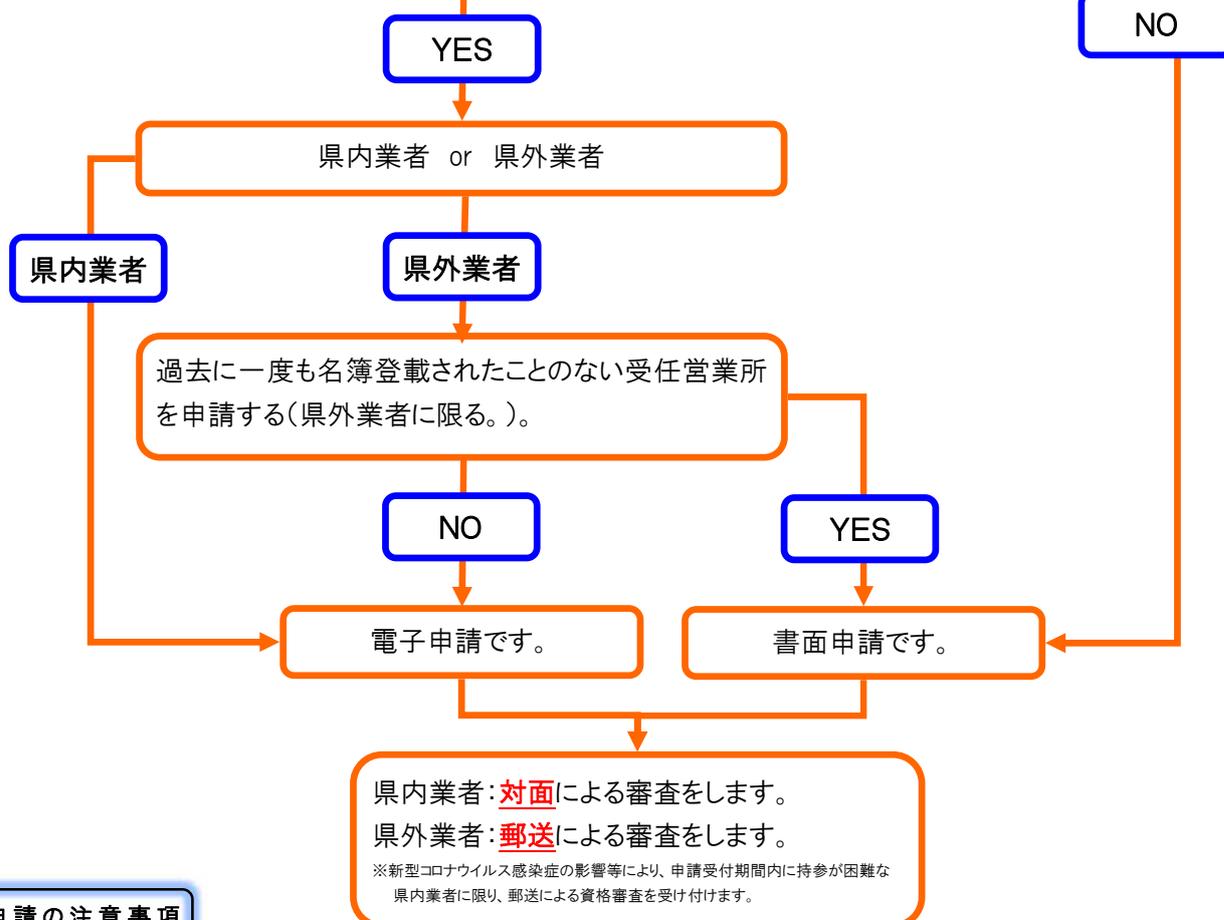
予約先: 土木監理課 契約・建設業グループ 【TEL】 087-832-3507

○電子申請の操作方法等については、[かがわ電子入札システムヘルプデスク:0120-128-781](mailto:kagawa_electronic_system_helpdesk@pref.kagawa.lg.jp)へお問合せください。

## 手続フロー① 「電子申請」と「書面申請」について

香川県への資格申請書類の作成方法は、電子入札システムにより書類作成を行う「電子申請」と、ホームページに掲載している様式を使用して書類作成を行う「書面申請」の2種類の方法に分かれます。次のフローにより、「電子申請」か「書面申請」かを御確認ください。

香川県、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、まんのう町、香川県広域水道企業団のうち、いずれかの入札参加資格者名簿に登載されている(名簿は令和6年度のものに限る。)

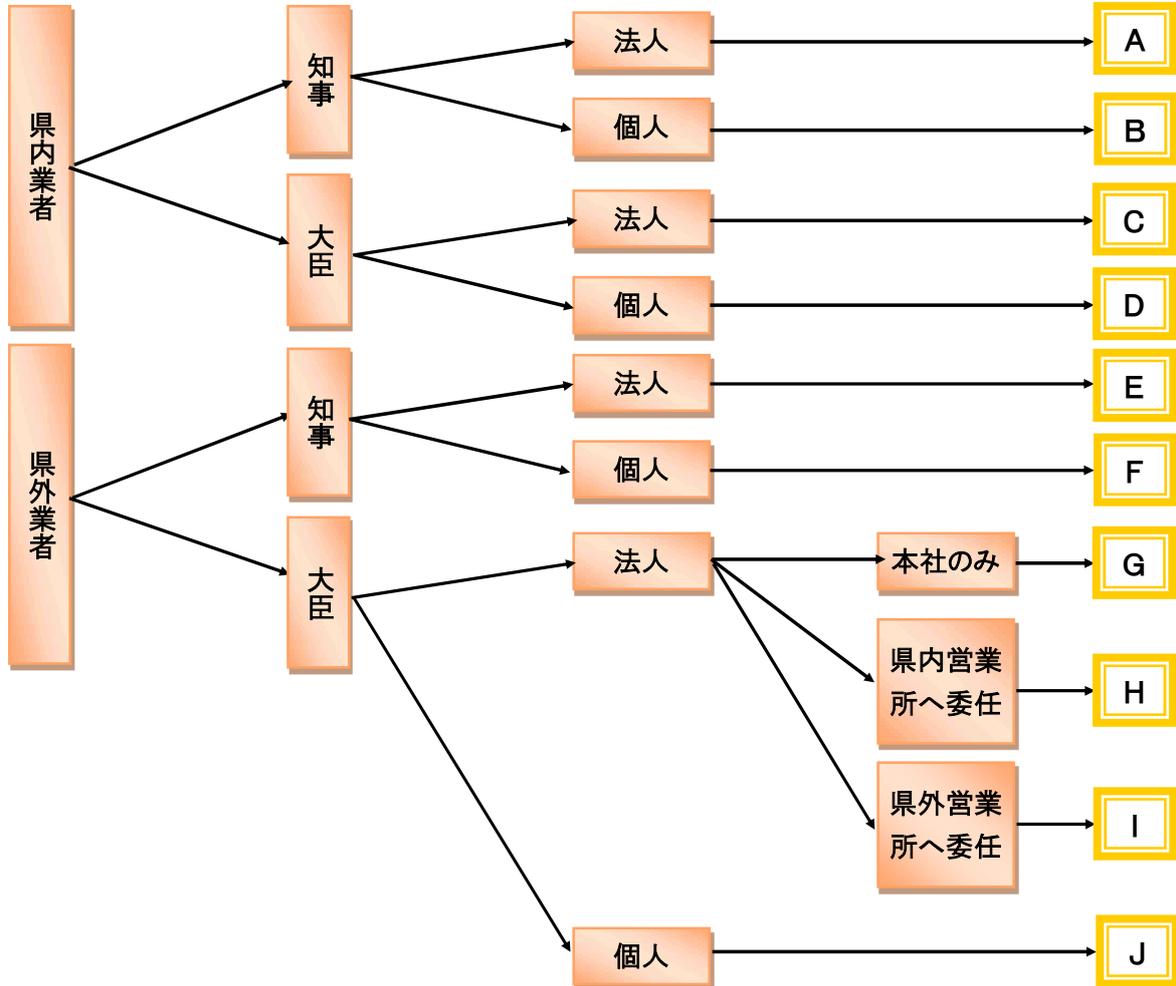


### 電子申請の注意事項

- ・電子申請を行わなければならない方は必ず電子申請を行ってください。書面申請では受付できません。
- ・電子申請を行う場合であっても、対面(郵送)審査を行いますので、所定の書類を準備して対面又は郵送による審査を受けてください。
- ・電子申請のみ行い、対面又は郵送による審査を受けない場合は、入札参加資格申請者と認められませんので御注意ください。
- ・電子申請の入力を行える期間は 令和6年11月18日(月)～令和7年1月31日(金) です。
- ・電子申請は、既に交付を受けている 本社・本店の企業ID・パスワードでシステムにログインし、申請する必要があります。  
支店等の営業所の企業ID・パスワードでは申請できません。
- ・企業ID・パスワードが不明な場合は、県にパスワード再発行手続の申請が必要です。郵送で再発行の申請をする場合は、切手を貼付した返信用の封筒を同封の上、申請してください。なお、状況によりパスワードの再発行には時間がかかる場合があります。パスワードの再発行申請は、申請期間に間に合うよう、余裕を持って行ってください。
- ・電子申請の入力方法については、入札参加資格審査申請等操作マニュアル(建設工事)を御確認ください。
- ・資格申請をする前に、代表者等の本社情報等が最新の状態に変更されていることを確認してください。最新の情報でない場合、変更届を提出してください。
- ・企業ID・パスワードの再発行、変更届の提出については、下記の香川県ホームページを御確認ください。  
<https://www.pref.kagawa.lg.jp/dobokukanri/kensetsu/kfvn-sikakusinsa.html>
- ・電子申請の操作方法等については、かがわ電子入札システムヘルプデスク:0120-128-781までお問合せください。

## 手続フロー② 提出区分について

提出区分は次のとおりです。提出区分によって必要な提出書類が異なりますので、どの区分となるのかを確認してください。



### 委任営業所について

#### 県内業者

・委任する営業所を設定できません。必ず主たる営業所から申請してください。

#### 県外業者

・本店を含めて最大2つの営業所を設定することができます。

(例1) 本社からは申請せず、委任する営業所を2つ申請する場合

例えば、高松支店から土木一式を申請し、大阪支店から建築一式を申請する場合です。この場合、上記の提出区分は、「H」の県内営業所へ委任する業者となります。

(例2) 本社と委任する営業所を1つ申請する場合

例えば、東京本社から土木一式を申請し、大阪支店から建築一式を申請する場合です。この場合、上記の提出区分は、「I」の県外営業所へ委任する業者となります。

※本社から申請する場合は、委任する営業所を1つまでしか申請できませんので御注意ください。

## 提出書類について

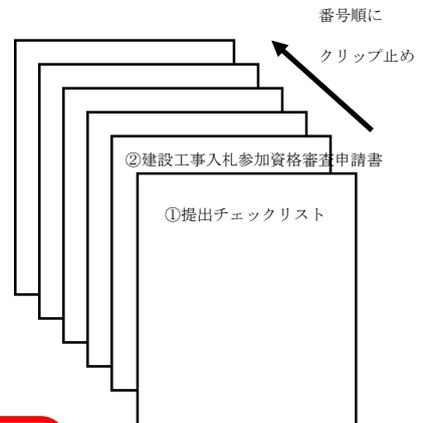
提出書類は次のとおりです。前ページの提出区分に従って、次の表のとりの提出書類及び確認書類が必要となります。

- ・・・提出書類です。
- ・・・確認書類です。該当がある場合に提示してください。確認後、返却します。

項番	提出書類・確認書類	提出区分									
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
		県内・知事・法人	県内・知事・個人	県内・大臣・法人	県内・大臣・個人	県外・知事・法人	県外・知事・個人	県外・大臣・法人・本社のみ	県外・大臣・法人・県内委任	県外・大臣・法人・県外委任	県外・大臣・個人
①	チェックリスト	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②	建設工事入札参加資格審査申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③	申請営業所調書								○	○	
④	申請業種等調書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑤	建設業許可を受けていることを証明する書類			○	○	○	○	○	○	○	○
⑥	建設業許可申請書別紙二(2)								○	○	
⑦	納税証明書(国税)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑧	納税証明書(県税)	○	○	○	○				○		
⑨	個人住民税の滞納がない旨の証明書		○		○						
⑩	経審結果通知書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑪	営業所写真			○	○				○		
⑫	技術評価点数項目等調書(県外業者用)					○	○	○	○	○	○
⑬	エコアクション21登録証					●	●	●	●	●	●
⑭	舗装施工管理技術者確認書類					●	●	●	●	●	●
⑮	返信用封筒					○	○	○	○	○	○

### 提出書類について

- ・ 提出部数は1部です。
- ・ 提出書類(①～⑮)は、番号順にクリップ止めをして提出してください。
- ・ コピーで提出できる書類は、A4判に統一してください。
- ・ 原本提出の書類がA4判より小さい場合は、A4判の台紙に貼付、大きい場合は折り込みしてください。
- ・ 書類提出時には、チェックリストにより提出書類等に不足がないか必ず確認してください。
- ・ 上記の区分に当てはまる区分がない場合は、土木監理課までお問合せください。



・郵送の場合、審査済印を押印した①チェックリストを返送するため、110円(定形外の場合140円)切手を貼った⑮返信用封筒を同封してください。

項番	提出書類・確認書類	書類の説明・注意事項等
①	チェックリスト	<p>【記載例11ページ参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格審査申請に必要な書類を表示しています。</li> <li>・手順フロー①、②を御確認のうえ、必要な提出書類を確認してください。</li> <li>・書類提出の前には必ずチェックリストを確認し、不足書類がないようにしてください。</li> <li>・<b>書類に不備がある場合は、受付できない場合がありますので御注意ください。</b></li> </ul>
②	建設工事入札参加資格審査申請書	<p>【記載例12ページ参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○電子申請の場合 電子入札システムに入力後、印刷したものを持参(郵送)してください。</li> <li>○書面申請の場合 様式をホームページからダウンロードして作成してください。</li> </ul>
③	申請営業所調書	<p>【記載例13ページ参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○電子申請の場合 電子入札システムに入力後、印刷したものを持参(郵送)してください。</li> <li>○書面申請の場合 様式をホームページからダウンロードして作成してください。</li> </ul>
④	申請業種等調書	<p>【記載例14ページ参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○電子申請の場合 電子入札システムに入力後、印刷したものを持参(郵送)してください。</li> <li>○書面申請の場合 様式をホームページからダウンロードして作成してください。</li> </ul>
⑤	建設業許可を受けていることを証明する書類 (コピー可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の①～③のうち、いずれか1つを持参(郵送)してください。</li> <li>①国土交通省が運用する「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」の必要ページを印刷したもの(印字された日付が令和6年10月1日以降であること)。</li> <li>②建設業許可証明書(令和6年10月1日以降に発行されたものであること)。</li> <li>③建設業許可通知書(令和6年10月1日以降に発行されたものであること)。</li> <li>・①～③の記載事項(代表者、所在地等)に変更がある場合は許可行政庁の受付印のある変更届出書(様式二十二号の二)で確認しますので持参(郵送)してください。</li> </ul>
⑥	受任営業所に関する書類 (コピー可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受任営業所を設定する場合に、建設業法上の従たる営業所として建設業を営める営業所であることを確認します。</li> <li>・以下の①～②のうち、いずれか1つを持参(郵送)してください。</li> <li>①国土交通省が運用する「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」の「営業所の一覧」の必要ページを印刷したもの</li> <li>②建設業許可申請書 別紙二(2)</li> <li>・申請日の直近のもので確認します。</li> <li>・直近で業種追加した場合は、建設業許可申請書 別紙二(1)も添付してください。</li> </ul>
⑦	納税証明書(国税) (コピー可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年10月1日以降に発行されたものであること。</li> <li>・免税業者も発行されます。</li> <li>○法人の場合(様式その3の3)</li> <li>・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」に未納の税額がない旨の証明書が必要です。</li> <li>・様式その3の3以外は受付できませんので御注意ください。</li> <li>○個人の場合(様式その3の2)</li> <li>・「所得税」及び「消費税及び地方消費税」に未納の税額がない旨の証明書が必要です。</li> <li>・様式その3の2以外は受付できませんので御注意ください。</li> </ul> <p style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;">様式に注意！！</p> <p>※ 国税の納税証明書は、電子納税証明書(PDF)を画面印刷した証明書でも添付書類として利用できません(xml形式の印刷は不可)。</p>
⑧	納税証明書(香川県税) (コピー可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年10月1日以降に発行されたものであること。</li> <li>・香川県内に申請する営業所がある場合に必要です。</li> <li>・すべての税目で未納の税額がない旨の証明書が必要です。</li> <li>・<b>建設業許可申請や決算変更届に添付する証明書とは異なります。</b></li> <li>・発行請求には、受領者の本人確認が必要なほか、交付手数料として、1通につき400円分の県証紙が必要です。</li> </ul>

項番	提出書類・確認書類	書類の説明・注意事項等
⑨	個人住民税の滞納がない旨の 証明書 (コピー可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年10月1日以降に発行されたものであること。</li> <li>・県内業者の個人事業主のみ必要です。</li> <li>・令和6年1月1日現在の申請者の住民登録地の県内市町において証明を受けたものが必要で す。</li> <li>・「個人住民税に滞納がない旨の証明書」は市町窓口の様式を用意しておりませんので、様式を 用意しないと交付を受けられません。様式はHPに掲載していますので御利用ください。</li> </ul>
⑩	経営規模等評価結果通知書・ 総合評定値通知書(コピー)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県内業者</li> <li>・審査基準日が令和5年10月1日～令和6年9月30日のもの。</li> <li>○県外業者</li> <li>・審査基準日が令和5年9月1日～令和6年8月31日のもの。</li> <li>・左記の結果通知書を未受領の場合は、審査済(受付)印のある<u>経営規模等評価申請書・総合 評定値請求書、工事種別完成工事高(別紙一)及びその他審査項目(社会性等)(別紙三)</u>の コピーを提出してください。この場合、令和7年2月末日までに結果通知書を提出する必要がありま す(香川県知事許可業者は提出不要)。期限までに提出できない場合は事前に御連絡ください。</li> </ul>
⑪	営業所写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業所の写真を提出する必要があるものは、<u>新規の県内大臣許可業者並びに県外業者のうち 香川県内に受任営業所を追加する場合</u>です。</li> <li>・専用の台紙に写真(令和6年10月1日以降のもの)を添付して提出してください。</li> <li>・台紙はホームページからダウンロードしてください。</li> </ul>
⑫	技術評価点数項目等調書 (県外業者用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>【記載例15ページ参照】</li> <li>・全ての県外業者が提出する必要があります。</li> </ul>
⑬	エコアクション21登録証(コピー)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当する全ての県外業者が提示する必要があります。</li> <li>・エコアクション21の認証を受けた登録証(コピー)を提示してください。</li> <li>・審査基準日において<u>入札参加資格を得ようとする営業所の認証登録状況を確認</u>します。</li> <li>・認証範囲に<u>建設業が含まれていることが必要</u>です。</li> <li>・<u>令和8年度の再格付において引き続き加点を希望される方は、令和8年度入札参加資格審査 申請要領(令和7年11月頃に県HPに掲載予定)に基づき、再度申請する必要があります。</u></li> </ul>
⑭	舗装施工管理技術者資格者証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県外業者で、<u>香川県内の営業所で建設業に従事する職員</u>のうち、審査基準日時点で有資格者 がいる場合に提示してください。</li> <li>・土木施工管理技士とは別の資格です。</li> <li>【確認書類】</li> <li>★(一社)日本道路建設業協会が発行する舗装施工管理技術者資格者証 (旧(財)道路保全技術センターが発行したものを含む。)</li> <li>※審査基準日時点で有効であることが必要です。</li> <li>★常勤を確認する書類(標準報酬月額決定通知書等)</li> <li>・<u>令和8年度の再格付けにおいて引き続き加点を希望される方は、令和8年度入札参加資格審査 申請要領(令和7年11月頃に県HPに掲載予定)に基づき、再度申請する必要があります。</u></li> </ul>
⑮	返信用封筒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郵送の場合、受付(審査済)印を押印した①チェックリスト(コピー)、⑫技術評価点数項目等調 書(コピー)、提示書類(⑬⑭)を返送するため、返信用封筒を同封してください。</li> <li>・令和7年2月10日(月)を過ぎても返信のない場合、香川県土木部土木監理課契約・建設業グ ループ(087-832-3507)まで御連絡ください。</li> </ul>

### 国税の納税証明について

国税の納税証明については、次のホームページから確認してください。

<http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

納税証明書のオンライン交付請求について（※電子納税証明書はPDF形式で印刷されたもののみ可とします（xml形式は不可）ので御注意ください。）

<http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei2.htm>

（書面の納税証明書を受け取る場合について）

<http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei1.htm>

（電子納税証明書（電子ファイル）について）

### 香川県税の納税証明について

香川県税の納税証明については、次のホームページから確認してください。

（県税のページ）

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/zeimu/zeikin/>

（県税のページ Q & A納税証明書について）

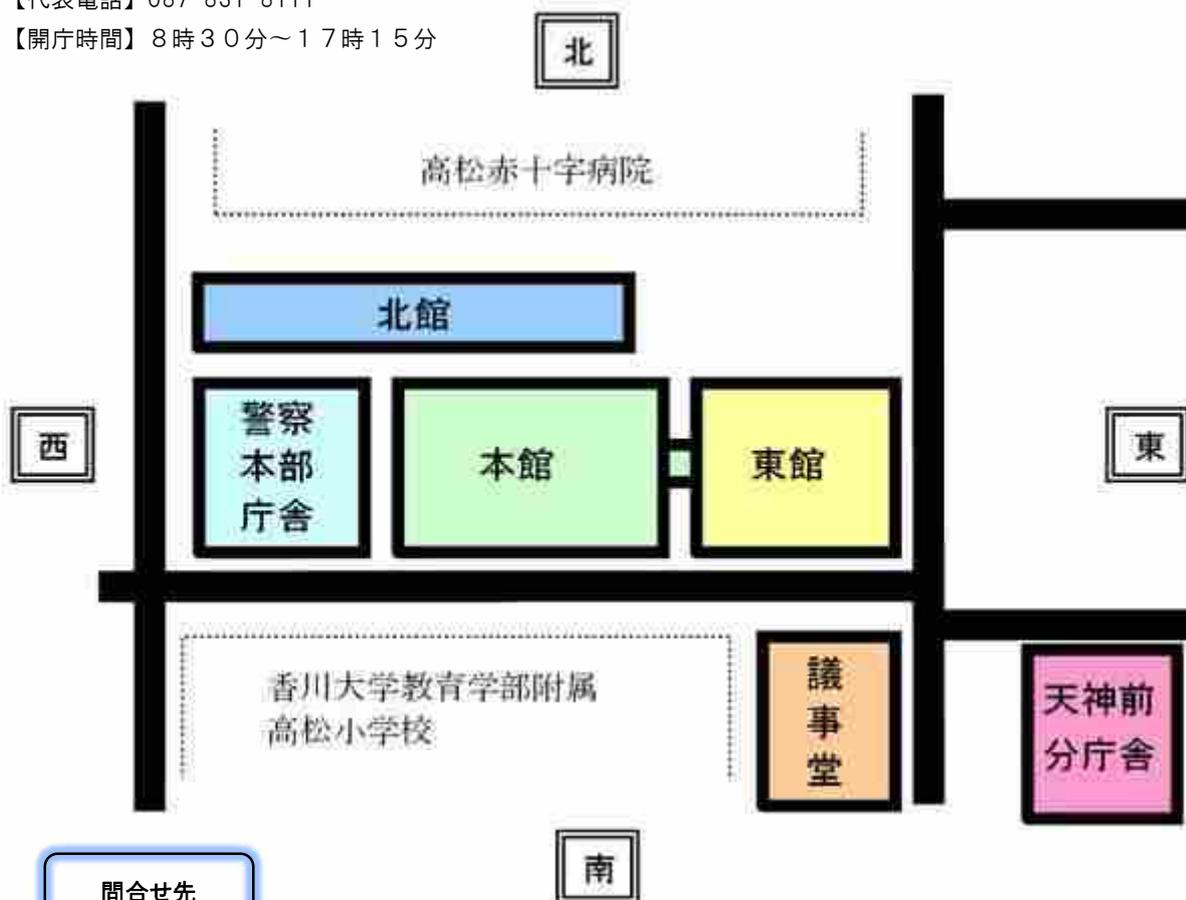
[https://www.pref.kagawa.lg.jp/zeimu/zeikin/q\\_and\\_a/qa013.htm#05](https://www.pref.kagawa.lg.jp/zeimu/zeikin/q_and_a/qa013.htm#05)

### 県庁舎配置図

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

【代表電話】087-831-8111

【開庁時間】8時30分～17時15分



### 問合せ先

担当窓口	住所	電話番号
土木監理課(契約・建設業グループ)	高松市番町四丁目1番10号	087-832-3507

○電子申請の操作方法等については、[かがわ電子入札システムヘルプデスク:0120-128-781](tel:0120-128-781)へお問合せください。

# 技術職員コード表（香川県入札参加資格申請用）

（◎は1級相当、○は2級相当）

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	運	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	鋪	し	板	力	漆	防	内	機	総	通	園	井	具	水	清	整	
00.0	監理技術者を補佐する資格を有する者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
11.1	1級建設機械施工技術士	◎																												
21.2	2級建設機械施工技術士（第1種～第6種）	○																												
11.3	1級土木施工管理技術士	◎																												
21.4	2級土木施工管理技術士	○																												
21.5	2級土木施工管理技術士	○																												
21.6	2級土木施工管理技術士	○																												
12.0	1級建築施工管理技術士	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
22.1	2級建築施工管理技術士	○																												
22.2	2級建築施工管理技術士	○																												
22.3	2級建築施工管理技術士	○																												
12.7	1級電気工事施工管理技術士	◎																												
22.8	2級電気工事施工管理技術士	○																												
12.9	1級管工事施工管理技術士	◎																												
23.0	2級管工事施工管理技術士	○																												
13.1	1級電気通信工事施工管理技術士	◎																												
23.2	2級電気通信工事施工管理技術士	○																												
13.3	1級造園施工管理技術士	◎																												
13.3	1級造園施工管理技術士	◎																												
23.4	2級造園施工管理技術士	○																												
13.7	1級建築士	◎	◎																											
23.8	2級建築士	○	○																											
23.9	木造建築士	○																												
14.1	建設・総合技術監理（建設）	◎																												
14.2	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	◎																												
14.3	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	◎																												
14.4	電気電子・総合技術監理（電気電子）	◎																												
14.5	機械・総合技術監理（機械）	◎																												
14.6	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）	◎																												
14.7	上下水道「総合技術監理（上下水道）」	◎																												
14.8	上下水道「上下水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上下水道及び工業用水道」）	◎																												
14.9	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	◎																												
15.0	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）	◎																												
15.1	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	◎																												
15.2	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）	◎																												
15.3	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）	◎																												
15.4	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）	◎																												
電気工事士法	第1種電気工事士																													
消防法	甲種 消防設備士																													
16.9	乙種 消防設備士																													
17.1	建築大工（1級）																													
16.4	型枠施工（1級）																													
17.2	左官（1級）																													
15.7	とび・とび工（1級）																													
17.3	コンクリート圧送施工（1級）																													
16.6	ウェルポイント施工（1級）																													
17.4	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管（1級）																													
17.5	給排水衛生設備配管（1級）																													
17.6	配管・配管工（1級）																													
17.0	建築板金「ダクト板金作業」（1級）																													
17.7	ダイル張り・ダイル張り工（1級）																													
17.8	薬炉・薬炉工・れんが積み（1級）																													
17.9	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（1級）																													
18.0	石工・石材施工・石積み（1級）																													
18.1	鉄工・製鐵（1級）																													
18.2	鉄筋組立て・鉄筋施工（1級）																													
18.3	工場板金（1級）																													
18.4	板金・建築板金・板金工（1級）																													
18.5	板金・板金工・打出し板金（1級）																													
18.6	かわらぶき・スレート施工（1級）																													
18.7	ガラス施工（1級）																													
18.8	塗装・木工塗装・木工塗装工（1級）																													
18.9	建築塗装・建築塗装工（1級）																													
19.0	金属塗装・金属塗装工（1級）																													
19.1	噴霧塗装（1級）																													
16.7	路面標示施工																													
19.2	農製作・農工（1級）																													
19.3	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級）																													
19.4	熱絶縁施工（1級）																													
19.5	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級）																													
19.6	造園（1級）																													
19.7	防水施工（1級）																													
19.8	さく井（1級）																													
04.0	基礎くい工事																													
06.0	解体工事																													
06.4	基幹技能者	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
70.3	能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
70.4	能力評価基準により評価が最上位の区分に該当する者	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		

# 令和7・8年度香川県建設工事入札参加資格審査申請チェックリスト

国土交通大臣許可は00、香川県知事許可は37、その他の県知事許可は経営規模等評価結果通知書の△△知事許可〇〇-□□□□□号の〇〇を記入

許可番号

大臣知事

コード

3 7

国土交通大臣  
香川県知事

許可第

0 0 1 2 3 4 号

許可年月日

令和

0 3 年

0 6 月

0 9 日

商号・名称

(株) 鈴木組

申請区分

電子申請

書面申請

申請要領「手続フロー②」の提出区分A～Jに該当する項目に○をしてください。

項番	提出書類・確認書類  (凡例) ○・・・提出書類 ●・・・該当がある場合に提示	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	チェック欄
		県内・知事・法人	県内・知事・個人	県内・大臣・法人	県内・大臣・個人	県外・知事・法人	県外・知事・個人	県外・大臣・法人・本社のみ	県外・大臣・法人・県内委任	県外・大臣・法人・県外委任	県外・大臣・個人	
①	チェックリスト	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✓
②	建設工事入札参加資格審査申請書	○									○	✓
③	申請営業所調査											
④	申請業種等調査	○										✓
⑤	建設業許可証明書			○	○	○	○	○	○	○	○	
⑥	建設業許可申請書別紙二(2)								○	○		
⑦	納税証明書(国税)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✓
⑧	納税証明書(県税)	○	○	○	○				○			✓
⑨	個人住民税の滞納がない旨の証明書		○		○							
⑩	経審結果通知書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✓
⑪	営業所写真			○	○				○			
⑫	技術評価点数項目等調査(県外業者用)					○	○	○	○	○	○	
⑬	エコアクション2.1登録証					●	●	●	●	●	●	
⑭	舗装施工管理技術者確認書類					●	●	●	●	●	●	
⑮	返送用封筒					○	○	○	○	○	○	

該当する選択提出区分A～Jについて、事前にチェックを行ってください。

いずれかに○をしてください。

・申請業種の平均完工高要件を確認しましたか。

未確認(いいえ)の場合は受付できません。

はい・いいえ

行政庁記入欄

受付日付印

この欄は記入しないでください。

申請区分
新規   追加

# 建設工事入札参加資格審査申請書(書面申請用)

※行政庁記入欄 (申請者は記入不可)

受付番号

令和 07 年 01 月 16 日

令和7・8年度において、香川県で行われる建設工事に係る入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

当社(個人の場合は私、団体の場合は当団体)は、貴職が発注する建設工事の競争入札参加資格審査申請にあたり、現在及び将来において、香川県建設工事指

法人の種類は次の略号で記入すること。(個人事業は略号記入無)  
 (株):株式会社 (有):有限会社 (資):合資会社 (名):合名会社 (合):合同会社  
 (同):協同組合 (業):協業組合 (企):企業組合 (一財):一般財団法人  
 (公財):公益財団法人 (一社):一般社団法人 (公社):公益社団法人

とを誓約します。  
 この誓約に反したことにより、当方が不利益を被る

資格審査申請先の長

香 川 県 知 事 殿

申請者

必ず片面コピー!

商号・名称カナ

スズキグミ

※法人の場合、(株)、(有)等、法人の種類にフリガナを記入する必要はありません。

商号・名称

(株) 鈴木組

※法人の場合、(株)〇〇組等と記入し、この場合括弧は全角を使用してください。

法人・個人

1 1 法人 2 個人

※法人の場合は1を、個人の場合は2を記入してください。以下同じ要領

代表者役職

代表取締役

代表者役職は次の略号で記入すること。  
 代表取締役、取締役、無限責任社員、代表社員、代表理事、理事長、  
 管財人、代表者 ※個人の場合は代表者と記入すること。

代表者氏名

鈴木 太郎

※姓と名を全角1スペース空けてください。

郵便番号

760 - 8570

所在地

香川県高松市番町4-1-10

※都道府県名から記入してください。県内企業も香川県から記入し、「丁目」「番」「号」については- (ハイフン)を使用してください。また「大字」「字」の表記は省略し、ビル名も記入する必要はありません。例 香川県高松市番町4-1-10 以下同じ要領

TEL

087-832-3507 ※例:087-831-1111

法人番号

1234567891011

個人事業主の場合は0を13桁記載してください(0000000000000)。

許可番号

1 (1 香川県 知事 2国土交通大臣) 第 001234 号 ※許可番号は6桁となるように0を記入してください。

許可年月日

令和 02 年 06 月 09 日 ※業種追加、般・特両方保有の場合等により、許可年月日が異なる場合は最も古いものを記入

※1桁の場合、06、09等と記入してください。例:令和2年6月9日→令和02年06月09日 年月日の記入については以下同じ要領

担当者

※この申請内容の全てを説明できる者として。なお、連絡先部課名は所属営業所名から記入してください。例:本社総務部総務第2課、大阪支店営業部建設課

連絡先部課名

本社総務部建設第2課

連絡先担当者名

香川 建

部課がない業者は、法人の場合は本社又は本店と記入し、個人の場合は本店と記入してください。

姓と名を全角1スペース空けてください。

連絡先TEL

087-832-3507 ※例:087-831-1111

行政書士

※行政書士が代行する場合に必要。行政書士が記入してください。

※姓と名を全角1スペース空けてください。

行政書士名

高松 次郎

職印

所在地

香川県高松市林町2217-15

TEL

087-868-9905 ※例:087-831-1111

# 申請営業所調書(書面申請用)

※行政庁記入欄(申請者は記入不可)

受付番号

## 営業所

県外業者で、契約締結等の権限を委任する営業所がある場合のみ出してください。

### 営業所(1)

1

郵便番号

760-8570

TEL

087-832-3507

※例:087-831-1111

所在地

香川県高松市番町4-1-10

※入札参加資格審査申請書の所在地欄と同じ要領で記入してください。

支店・営業所カナ

スズキグミ タカマツエイギョウシヨ

※商号・名称カナを記入した後、全角1スペース空けて、支店・営業所カナを記入してください。例:スズキグミ タカマツエイギョウシヨ

支店・営業所

(株)鈴木組 高松営業所

※商号・名称を記入した後、全角1スペース空けて、支店・営業所を記入してください。例:(株)鈴木組 高松営業所

受任者役職

営業所長

受任者氏名

香川 三郎

※姓と名を全角1スペース空けてください。以下同じ

受任者役職は「営業所長」、「支店長」等できるだけ簡潔に記入してください。

### 営業所(2)

2

(注意!)

支店・営業所カナ、支店・営業所については、この記入例のように商号名称を記入したうえ、**全角1スペース空けて**から支店・営業所を記載してください。

郵便番号

※例:087-831-1111

所在地

※入札参加資格審査申請書の所在地欄と同じ要領で記入してください。

支店・営業所カナ

※商号・名称カナを記入した後、全角1スペース空けて、支店・営業所カナを記入してください。例:スズキグミ タカマツエイギョウシヨ

支店・営業所

※商号・名称を記入した後、全角1スペース空けて、支店・営業所を記入してください。例:(株)鈴木組 高松営業所

受任者役職

建設工事の請負に係る見積り・入札・契約締結権限を営業所に委任する場合には、本様式に、委任する営業所の情報を記入したうえ、申請業種等調書を作成してください。

営業所に上記権限を委任しない場合、本様式を作成する必要はありませんので、入札参加資格審査申請書を作成後、申請業種等調書を作成してください。

必ず片面コピー!

※入札参加資格審査申請にあたり、

### 【委任事項】

- 1 見積及び入札に関する一切の権限
- 2 契約の締結、変更及び解除に関する一切の権限
- 3 代金の請求及び受領に関する一切の権限

### 〔香川県に対して申請する県外業者の方へ〕

①香川県の場合、上記権限を委任できる営業所(支店)の数は2つまでとします。

(上限の例1)

本社は直接契約を行わず、土木一式については大阪支店に、建築一式については広島支店に権限を委任する場合、この場合、本様式には大阪支店と広島支店を記入します。

②ただし、本社が一部の申請業種についてのみ営業所に権限を委任する場合は、委任できる営業所数は1つとします。

(上限の例2)

土木一式については本社が直接契約を行い、建築一式については名古屋支店に権限を委任する場合、この場合、本社情報は入札参加資格審査申請書に記入していますので、本様式には名古屋支店のみを記入します。

# 申請業種等調書（書面申請用）

※行政庁記入欄（申請者は記入不可）

受付番号

**必ず片面コピー！**

(申請業種)

営業所名	CD	業種名	申請業種 ○を記入	平均完成工事高要件
高松営業所		土木	○	500万円以上
高松営業所		建築	○	500万円以上
		大工		—
		左官		—
		とび		—
		石		—
		屋根		—
		電気		500万円以上
		管		500万円以上
		タイル		—
		鋼構		1円以上
		鉄筋		—
本社		舗装	○	500万円以上
		造園	○	1円以上
		水道		—
		消防		—
		清掃		—
		解体		1円以上

**平均完成工事高要件を満たさない業種は申請できません。**

行政庁記入欄なので記入しないでください。

「営業所名」の欄は、**県外業者であって主たる営業所以外に申請営業所がある場合に記入してください。**  
 県内業者又は県外業者であって主たる営業所のみが申請営業所の場合には記入の必要はありません。

申請する業種の欄に○を記入するとともに、左端の営業所名の欄に、その業種に関し、建設工事の請負にかかる見積り・入札・契約締結を行う営業所名(本社を含む。)を記入してください。(同一業種について、営業所間の重複は認められませんので御注意ください。)  
 これは、舗装については本社が直接契約を行い、土木一式、建築一式、造園については高松営業所に契約締結権限を委任する場合の申請例です。

香川県に申請する場合、5業種(土木一式、建築一式、電気、管、舗装)については経営事項審査における平均完成工事高が500万円未満の場合には、その業種の申請を行うことができません。  
 経営事項審査における総合評定値通知書の平均完成工事高で予め御確認ください。  
 なお、総合評定値通知書が届いていない場合は、経営事項審査の申請時に提出した別紙1工事種類別完成工事高の欄から平均完成工事高を計算して御確認ください。

香川県に申請する場合、8業種(とび、鋼構造物、塗装、機械器具、電気通信、造園、建具、解体)については、経営事項審査における平均完成工事高が0の場合には、その業種の申請を行うことができません。

技術評価点数項目等調書（県外業者用）

受付番号
------

商号・名称 (株) 佐藤組

許可番号 1 ( 1 愛媛県 知事 2 国土交通大臣) 大臣・知事コード 38 第 111111 号

経審審査基準日 令和 04 年 04 月 30 日 ※審査基準日が令和5年9月...  
 ※審査: 無の場合も必ず2を記入してください。 ※審査基準日が令和5年9月... ※審査結果がまだ終わっていない場合に、更新審査日を記入してください。

エコアクション 21 1 1有2無(有効期間満了日 令和 04 年 05 月 20 日 更新審査日 令和  年  月  日)  
 ※審査: 無の場合も必ず2を記入してください。 ※1(有)の場合は、0人の場合も0と記入してください。

舗装の申請 1 1有2無 舗装施工管理技術者 1級 3 人 2級 2 人 ※県外業者が舗装工事を申請する場合、舗装施工管理技術者（上記経営事項審査基準日に、香川県内の営業所において建設業に従事する有資格者数）

県内在住資格者（上記の経審審査基準日時点）県外業者のみ記入する。

業種名	県内在住の資格者（人）※	
	1級	2級
土木	3	5
建築		
大工		
左官	県内在住資格者がいない場合は、「該当なし」と記入してください。	
とび		
石		
屋根		
電気		
管		
タイル		
鋼構		
鉄筋		
舗装	11	8
浚渫		

業種名	県内在住の資格者（人）※	
	1級	2級
板金		
ガラス		
塗装		
防水		
内装		
機器		
熱絶		
電通		
造園		
さく井		
建具		
水道		
消防		
清掃		1
解体		

※香川県内の営業所で建設業に従事する県内在住の資格者の人数を記入 1級＝1級土木施工管理技士、1級建築士等 2級＝監理技術者補佐、登録基幹技能者、2級土木施工管理技士、2級建築士、第1種電気工事士、1級技能士等 詳細は、申請要領の「技術職員コード表（香川県入札参加資格申請用）」をご確認ください。

受付日付印